

# 「江の川河川整備懇談会（仮称）」 について

## <目 次>

- ・江の川河川整備懇談会（仮称） 設立趣旨（案） …… 1
- ・江の川河川整備懇談会（仮称） 規約（案） …… 2
- ・江の川河川整備懇談会（仮称） 公開規定（案） …… 4
- ・江の川河川整備懇談会（仮称） 傍聴要領（案） …… 5

## 「江の川河川整備懇談会（仮称）」設立趣旨(案)

平成9年の河川法改正に伴い、これまでの「治水」「利水」に加えて「河川環境の保全」が法の目的に追加されました。

また、河川管理者である国土交通省は、これまでの「工事实施基本計画」に代わって、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」と今後20～30年間の具体的な河川整備の目標や河川整備の内容を示す「河川整備計画」を策定することになりました。

国土交通省では、平成19年11月22日に社会資本整備審議会河川分科会の審議を経て「江の川水系河川整備基本方針」を策定しました。

これを受けて、中国地方整備局では、「江の川水系河川整備計画（国管理区間）」を策定するために河川整備計画の案について、学識経験者からご意見を聴く場として、「江の川河川整備懇談会（仮称）」を設置するものです。

## 江の川河川整備懇談会（仮称） 規約(案)

### (名 称)

第1条 本会は「江の川河川整備懇談会（仮称）」(以下「懇談会」という)と称する。

### (目 的)

第2条 本懇談会は、国土交通省中国地方整備局長（以下「局長」という。）が「江の川水系河川整備計画（案）」を作成するにあたり、河川法第16条の2第3項に基づき河川に関し学識経験を有する者の意見を聴く場として設置するものである。

### (組織等)

第3条 懇談会の委員は、局長が委嘱する。

2 懇談会は、別表で掲げる委員で構成する。

3 委員の任期は、原則として「江の川水系河川整備計画（国管理区間）」が策定されるまでとする。

### (座 長)

第4条 懇談会に座長を置くこととし、座長は委員間の互選によってこれを定める。

2 座長は懇談会を代表し、懇談会の円滑な運営と進行を総括する。

3 座長は懇談会の秩序維持のために必要な措置を講ずることができる。

4 座長に事故がある時は、懇談会に属する委員のうちから座長が予め指名した委員がその職務を代理する。

### (懇談会の招集)

第5条 懇談会は、座長が招集する。

2 懇談会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 懇談会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

4 委員の代理出席は認めない。

### (公開)

第6条 懇談会は原則公開とし、公開方法については、懇談会で定める。

### (事業内容の点検及び評価)

第7条 懇談会は、当懇談会において策定された整備計画の事業内容に関する点検及び評価を行うものとする。

### (事務局)

第8条 懇談会の事務局は、国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所及び三次河川国道事務所に置く。

2 事務局は、懇談会運営に係る庶務を処理する。

### (規約の改正)

第9条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

### (雑 則)

第10条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項については、懇談会で定める。

### (附則)

この規約は平成22年 月 日より施行する。

(別表)

江の川河川整備懇談会(仮称)委員名簿(案)

氏名	職名	専門分野
いわもと ひろし 岩本 浩史	島根県立大学総合政策学部准教授	行政法学
うらど つとむ 裏戸 勉	松江工業高等専門学校名誉教授	河川
かわはら よしひさ 河原 能久	広島大学大学院工学研究院教授	河川
せき たろう 関 太郎	広島大学名誉教授	環境(植物)
なかばやし みつお 中林 光生	広島女学院大学名誉教授	環境(鳥類)
なかむら みきお 中村 幹雄	元島根県内水面水産試験場長	環境(魚類) 関係漁業
なつか いさむ 長束 勇	島根大学生物資源科学部教授	関係水利
はやし しゅうし 林 秀司	島根県立大学総合政策学部教授	地域計画
ふじわら まさご 藤原 眞砂	島根県立大学総合政策学部教授	経済・事業評価
むらかみ いさむ 村上 勇	島根県文化財保護審議委員 (奥田元宋・小由女 <sup>さゆめ</sup> 美術館館長)	文化財
むらかみ やすよし 村上 恭祥	元広島県水産試験場長	環境(魚類) 関係漁業
やまさき ぜんゆう 山崎 禅雄	日笠寺住職(元桜江町教育委員長)	民俗学・地理

(敬称略 五十音順)

# 江の川河川整備懇談会（仮称） 公開規定（案）

（目的）

第1条 本規定は、江の川河川整備懇談会（仮称）（以下「懇談会」という。）規約第6条の条項に基づき、懇談会の公開を定めるものである。

（懇談会開催の周知）

第2条 懇談会の開催については、記者発表を行うとともに、国土交通省中国地方整備局、浜田河川国道事務所及び三次河川国道事務所ホームページ（以下「HP」という。）により一般に周知する。

（懇談会の公開）

第3条 懇談会は原則公開とし、傍聴に関し必要な事項は別途定める。

- 2 懇談会で委員に配布される資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、原則としてすべての資料を公開する。
- 3 懇談会の議事録は、意見及び質問、事務局の回答及び対応から構成される要旨とし、HPにて公表する。なお、発言者の氏名は記載しないものとする。

（その他）

第4条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、懇談会で定める。

附則

（施行期日）

この規約は平成 年 月 日から施行する。

# 江の川河川整備懇談会（仮称） 傍聴要領（案）

## （目的）

第1条 本要領は江の川河川整備懇談会（仮称）（以下「懇談会」という。）公開規定第3条の条項に基づき、懇談会の傍聴に必要な事項について定めるものである。

## （受付）

第2条 事務局は傍聴人受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴人受付にて住所（居住地の市、又は町名）及び氏名を記入するものとする。なお、受付は先着順とし、人数は傍聴席の数までとする。

## （入室）

第3条 傍聴人受付で受付を終了した者（以下「傍聴人」という。）の会場への入室は、懇談会開始予定時刻の10分前とし、懇談会開始後の入室は認めない。なお、受付を終了していない者の入室は認めない。

## （懇談会の傍聴）

第4条 傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- 1) 懇談会の撮影、録画、録音をしてはならない。  
（ただし、座長が許可した場合は、この限りではない。）
- 2) 発言、私語、談論等を行ってはならない。
- 3) 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。
- 4) プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類等をしてはならない。
- 5) ビラ等の配布を行ってはならない。
- 6) みだりに傍聴者席を離れてはならない。
- 7) 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- 8) 前項のほか懇談会の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

## （退室等の措置）

第5条 座長は、傍聴人が前条の規定に違反した場合には、傍聴人に懇談会会場よりの退室を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

## （その他）

第6条 この要領の変更やこの要領に定め無き事項については、懇談会で定める。

## 附則

### （施行期日）

この規約は平成 年 月 日から施行する。